

令和 5 年 9 月 14 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売事業を営もうとする者の登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

9月14日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業を営もうとする者の登録申請について審査を行った結果、登録することに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

ガス小売事業を営もうとする者の登録の申請が行われているところですが、ガス小売事業の登録に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、9月14日、添付資料の別添に記載のガス小売事業を営もうとする者の登録の申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へ登録することに異存がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①ガス小売事業を営もうとする者の登録について(回答:株式会社フォーバルテレコム)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者:萩原
電 話:03-3501-1552(直通)